

大分類J—金融・保険業

総 説

この大分類には、金融業及び保険業を営む事業所が分類される。

政府事業である郵便貯金、簡易生命保険を営む事業所、専ら金融又は保険の事業を営む協同組合、農業災害保険の事業を行う農業共済組合、同連合会、農業共済基金並びに漁船災害保険の事業を行う漁船保険組合はこの分類に含まれる。

ただし、社会保険事業を行う事業所は、大分類L—サービス業 [9011] 又は大分類M—公務（他に分類されないもの）[9731, 9811, 9821] に分類される。

1. 金融業

資金の最終的な貸し手と最終的な借り手の間に立って、資金の融通を行う機関及び資金融通の仲介・あっせんを行う機関の事業所が分類される。

(1) 資金融通機関

資金の融通を行う機関としては、

- ① 資金の貸付に併せ、預金の受入れを行う銀行・信託業、中小企業等金融業及び農林水産金融業を営む預金取扱機関、
- ② 預金の受入れを行わない政府関係金融機関（ただし、預金の受入れを行う郵便貯金・為替・振替業務取扱機関を含む）、貸金業、投資業等非預金信用機関、
- ③ ①、②と密接に関連して、補助的・附随的業務を営む機関が含まれる。

(2) 資金融通の仲介・あっせん機関

資金融通の仲介・あっせんを行う機関としては、証券業、商品先物取引業、商品投資業、証券取引所、商品取引所等が含まれる。

2. 保険業

不測の事故に備えようとする者から保険料の払込みを受け、所定の事故が発生した場合に保険金を支払うことを業とするもので、保険業（生命保険、損害保険）、共済事業及びこれらに附帯するサービス業を営む事業所が分類される。

中分類62—銀行・信託業

総 説

この中分類には、中央銀行と銀行業又は信託業を営む預金取扱機関である銀行が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

621 中 央 銀 行

6211 日 本 銀 行

銀行券発行の特権を有し、政府の国庫事務を行う銀行をいう。

○日本銀行

622 銀 行

6221 普 通 銀 行

預金、貸付等通常の商業銀行業務を営む銀行をいう。

○都市銀行；地方銀行；第二地方銀行協会加盟の地方銀行

6222 信 託 銀 行

主として金銭、有価証券及び不動産の信託業務を営む銀行をいう。

○信託銀行

6223 長 期 信 用 銀 行

債券を発行し、主として設備資金又は長期運転資金の融通等長期金融を営む銀行をいう。

○日本興業銀行；日本長期信用銀行；日本債券信用銀行

6224 外国為替銀行

債券を発行し、主として外国為替取引及び貿易金融を営む銀行をいう。

○東京銀行

623 在日外国銀行

6231 在日外国銀行

外国に本店を有する銀行の本邦内支店，その他の営業所又は代理店であって主として外国為替業務を営む銀行をいう。

○外国銀行支店・出張所・代理店・駐在員事務所

J

中分類63—中小企業等金融業（政府関係金融機関を除く）

総 説

この中分類には、中小規模の商工業者、労働者団体などに対する金融上の便益を供する預金取扱機関が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

631 中小企業金融機関

6311 信用金庫・同連合会

会員及び会員外から広く預金を受け入れ、主として会員である中小企業者に資金を融通する金融機関及びその連合会の事業所をいう。

○信用金庫；全国信用金庫連合会

6312 信用協同組合・同連合会

原則として組合員のみから預金を受け入れ、主として組合員である中小企業者に資金を融通する組合及びその連合会の事業所をいう。

○信用協同組合；信用組合；信用協同組合連合会

6313 商工組合中央金庫

債券を発行し、主として出資者である組合及びその構成員等から預金を受け入れ、これらに対し資金を融通する金融機関の事業所をいう。

○商工組合中央金庫

639 その他の中小企業等金融業

6391 労働金庫・同連合会

労働組合、消費生活協同組合等からの預金の受け入れを行い、

中分類63-中小企業等金融業（政府関係金融機関を除く）

これら団体の行う福利共済活動を推進するための資金を融通する金融機関及びその連合会の事業所をいう。

○労働金庫；労働金庫連合会

J

中分類64—農林水産金融業（政府関係金融機関を除く）

総 説

この中分類には、預金取扱機関である農林水産関係の中央及び地方的金融機関が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

641 農林水産系統組合中央機関

6411 農林中央金庫

農林水産系統組合の中央機関として、組合等から預金を受け入れるとともに債券を発行し、組合等に金融上の便益を供する機関の事業所をいう。

○農林中央金庫

642 農林水産系統組合に対する地方的親金融機関

6421 信用農業協同組合連合会

農林中央金庫と信用事業を営む農業協同組合の中間にあつて、地方的親金融機関として農業協同組合に金融上の便益を供する機関の事業所をいう。

○信用農業協同組合連合会

6422 信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会

農林中央金庫と信用事業を営む漁業協同組合及び水産加工業協同組合の中間にあつて、地方的親金融機関として漁業協同組合及び水産加工業協同組合に金融上の便益を供する機関の事業所をいう。

○信用漁業協同組合連合会；信用水産加工業協同組合連合会

6429 その他の農林水産系統組合に対する地域的親金融機関
その他の農林水産金融業に対する地域的親金融機関の事業所をいう。

○森林組合連合会

643 農林水産業に対する地域的金融機関

6431 農業協同組合

組合の事業所のうち、組合員である農業者に金融上の便益を供することを専業とする事業所をいう。

○農業協同組合

×農業協同組合（各種の事業を行うもの）[8511]

6432 漁業協同組合、水産加工業協同組合

組合の事業所のうち、組合員である漁業者又は水産加工業者に金融上の便益を供することを専業とする事業所をいう。

○漁業協同組合；水産加工業協同組合

×漁業協同組合（各種の事業を行うもの）[8512]；水産加工業協同組合（各種の事業を行うもの）[8513]

6439 その他の農林水産業に対する地域的金融機関

他に分類されない農林水産業に対する地域的金融機関の事業所をいう。

J

中分類65—政府関係金融機関（別掲を除く）

総 説

この中分類には、非預金信用機関である公庫、事業団等の政府関係金融機関が分類される。

ただし、預金取扱機関である郵便貯金・為替・振替業務取扱機関も本分類に含まれる。

なお、政府関係金融機関のうち、信用保証再保険業務を営む中小企業信用保険公庫は、中分類67—補助的金融業、金融附帯業〔6715〕に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

651 郵便貯金・為替・振替業務取扱機関

6511 郵便貯金・為替・振替業務取扱機関

主として郵便貯金、郵便為替及び郵便振替の業務を扱う政府金融機関の事業所をいう。

○郵政省貯金事務センター

652 海外投融資・開発・公営企業政府関係金融機関

6521 海外投融資機関

一般の金融機関が行う輸出入及び海外投資に関する金融を補完し、又は奨励する政府投融資機関の事業所をいう。

○日本輸出入銀行；海外経済協力基金

6522 開発金融機関

産業の開発振興を促進するため、一般の金融機関が行う長期金融を補完する政府関係金融機関の事業所をいう。

○日本開発銀行；北海道東北開発公庫；沖縄振興開発金融公庫

6523 公営企業金融公庫

地方公共団体が営む水道、ガス等公営事業のために地方公共団体が発行する地方債に関し、同団体に資金を融通する政府関係金融機関の事業所をいう。

○公営企業金融公庫

653 中小企業・庶民政府関係金融機関

6531 中小企業金融公庫

中小企業者に対し、一般の金融機関が融通することを困難とする長期資金を補完する政府関係金融機関の事業所をいう。

○中小企業金融公庫

6532 国民金融公庫

国民大衆のため、一般の金融機関が融通することを困難とする事業資金などを融通する政府関係金融機関の事業所をいう。

○国民金融公庫

654 農林水産政府関係金融機関

6541 農林漁業金融公庫

農林漁業者に対し、農林中央金庫及びその他の一般の金融機関が融通することを困難とする資金を補完する政府関係金融機関の事業所をいう。

○農林漁業金融公庫

655 住宅専門政府関係金融機関

6551 住宅金融公庫

個人、会社等に対し、一般の金融機関が融通することを困難とする住宅資金を融通する政府関係金融機関の事業所をいう。

○住宅金融公庫

659 その他の政府関係金融機関

6591 環境衛生金融公庫

一般の金融機関が融通することを困難とする中小企業の環境衛生関係営業者に対し、その衛生水準を高め、近代化を促進するための資金を融通する政府関係金融機関の事業所をいう。

○環境衛生金融公庫

6599 他に分類されない政府関係金融機関

公益的ないし社会政策的見地などから特定の事業目的をもった政府出資法人で、融資、債務保証などを行う政府関係金融機関の事業所をいう。

○日本私学振興財団；石炭鉱害事業団；石油公団；中小企業事業団；鉄道整備基金；社会福祉・医療事業団；農業共済基金

中分類66－貸金業，投資業等非預金信用機関(政府関係金融機関を除く)

総 説

この中分類には，貸金業，質屋，クレジットカード業，株式引受による投資業等を営む非預金信用機関が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

661 貸 金 業

6611 消費者向け貸金業

主として消費者向けに金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を行う事業所をいう。

○消費者向け無担保貸金業；消費者向け有担保貸金業

6612 事業者向け貸金業

主として事業者向けに金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を行う事業所をいう。

○事業者向け貸金業；手形割引業；日賦貸金業

662 質 屋

6621 質 屋

物品を質にとって一般庶民に資金を融通する事業所をいう。

○公益質屋；質屋

663 クレジットカード業，割賦金融業

6631 クレジットカード業

チケット又はクレジットカードを発行し，会員に対して加盟店からの物品などを購入することについてあっせんを行い，加

盟店に対しては会員に代わって立替払いを行う事業所をいう。

○クレジットカード会社；信販会社（クレジットカード業のもの）；各種チケット団体（クレジットカード業のもの）

6632 割賦金融業

主として割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取するなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う事業所をいう。

○割賦金融業

×ファクタリング業（売掛債権買取業のもの）[6699]

664 投資業

主として株式引受の方法により企業資金を供給する事業所をいう。

6641 中小企業投資育成業

中小企業育成のために企業に資本を供給（株式引受）する事業所をいう。

○中小企業投資育成会社

6649 その他の投資業

他に分類されない投資業を営む事業所をいう。

○ベンチャーキャピタル（投資業のもの）；投資事業組合

669 その他の貸金業、投資業等非預金信用機関

6691 住宅専門金融業

主として住宅資金を個人、会社などに対し融通する事業所、又は無尽の方法により土地、建物の給付を行う事業所をいう。

○住宅金融業；住宅無尽会社

6692 証券金融業

主として証券取引所の会員に対して信用取引の決済に必要な

中分類66—貸金業，投資業等非預金信用機関(政府関係金融機関を除く)

金銭又は有価証券の貸付を行う事業所をいう。

○証券金融会社

6699 他に分類されない貸金業，投資業等非預金信用機関

他に分類されない貸金業等の非預金信用機関の事業所をいう。

○ファクタリング業(売掛債権買取業のもの)；無尽又は頼母子講(有志が集まって相互扶助的に庶民金融を行うもの)

×割賦金融業 [6632]

J

中分類67—補助的金融業，金融附帯業

総 説

この中分類には、銀行、中小企業金融機関等の預金取扱機関業務及び貸金業、投資業等の非預金信用機関の営む業務と密接に関連する補助的業務又は附随的業務を営む事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

671 補助的金融業，金融附帯業

6711 短 資 業

金融機関相互間に介在し、主としてコール資金の貸付又はその貸借の媒介及び手形売買取引を行う事業所をいう。

○短資会社

6712 手 形 交 換 所

加盟金融機関相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非営利的機関の事業所をいう。

○手形交換所

6713 両 替 業

空港、ホテル、停車場などにおいて一定の手数料をとって顧客の便益のために内外国通貨の両替などを営む事業所をいう。

○両替屋；外国貨幣両替業

6714 信用保証機関

金融機関からの借入れによる中小企業者等の債務を保証することにより事業資金等の融通を円滑にすることを目的とする事業所をいう。

○信用保証協会；農業信用基金協会；漁業信用基金協会；農林漁業信用基金

(林業部門)；県農協保証センター；信用保証会社
×農林漁業信用基金（農業・漁業部門）[6715]

6715 信用保証再保険機関

信用保証機関の保証につき保険を行い，また，同機関に資金を融通する事業所をいう。

○中小企業信用保険公庫；農林漁業信用基金（農業・漁業部門）；全国農協保証センター

×農林漁業信用基金（林業部門）[6714]

6716 預・貯金保険機構

預・貯金者などの保護を図るため，預金保険法等に基づき金融機関の預・貯金などの払戻しについての保険金の支払い及び救済金融機関等に対する資金援助を行う機関の事業所をいう。

○預金保険機構；農水産業協同組合貯金保険機構

6719 その他の補助的金融業，金融附帯業

その他の補助的金融業務及び金融附帯業務を営む事業所をいう。

○公共工事前払金保証会社；前払式証票発行業（発行・決済業のもの）

中分類68－証券業，商品先物取引業

総 説

この中分類には，資金融通の仲介・あっせん機関としての証券業，商品先物取引業，商品投資業，証券取引所，商品取引所等を営む事業所が分類される。

なお，金融先物取引業及び金融先物取引所も，本分類に含まれる。

小分類 細分類
番 号 番 号

681 証券業

6811 証券業（証券取引所会員のもの）

証券取引法に基づき主務大臣の免許を受け，有価証券の売買等を営む事業所で証券取引所会員の事業所をいう。

○証券会社（証券取引所正会員，才取会員及び特別会員）

6812 証券業（証券取引所非会員のもの）

証券取引法に基づき主務大臣の免許を受け，有価証券の売買等を営む事業所で証券取引所非会員の事業所をいう。

○証券会社（証券取引所会員でないもの）

6813 証券投資信託委託業

証券投資信託法に基づき主務大臣の免許を受け，証券投資信託の委託者として，信託財産の運用の指図などを行う事業所をいう。

○証券投資信託委託会社

6814 補助的証券業

主として有価証券の保管等の補助的証券業務を営む事業所をいう。

○証券保管振替業；証券代行業

×日本証券業協会 [9412]

682 証券業類似業

6821 抵当証券業

主として抵当証券法に規定する抵当証券を販売する事業所をいう。

○抵当証券業

×抵当証券業協会 [9412]

6822 証券投資顧問業

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に基づき主務大臣の登録又は認可を受け，主として顧客に対して証券投資に係る投資判断に関し助言を行い，又は顧客のために投資を行う事業所をいう。

○証券投資顧問業

×日本投資顧問業協会 [9412]

6829 その他の証券業類似業

他に分類されない証券業類似業を営む事業所をいう。

○宝くじ売さばき業；商品券売買業；ゴルフ場会員権の売買あっせん業（買取販売を含む）

683 商品先物取引業，商品投資業

6831 国内市場商品先物取引業

商品取引所法に基づき主務大臣の許可を受け，主として国内の商品取引所の商品市場における先物取引の受託を業として営む事業所をいう。

○商品取引員

×海外市場商品先物取引業 [6839]

6832 商品投資業

商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき主務大臣の許可を受け、主として顧客から出資された資産を商品投資により運用する契約を締結すること若しくは商品投資受益権を販売すること、又は商品投資に係る投資判断に基づき顧客のために投資を行うことを業とする事業所をいう。

○商品投資販売業；商品投資顧問業

6839 その他の商品先物取引業、商品投資業

他に分類されない商品先物取引業等を行う事業所をいう。

○海外市場商品先物取引業；金融先物取引業

×国内市場商品先物取引業 [6831]；金融先物取引業協会 [9412]；商品投資顧問業 [6832]

684 取引所

6841 証券取引所

証券取引法により主務大臣の免許を受けて規定された証券の取引を行うために必要な場を提供する事業所をいう。

○証券取引所

6842 商品取引所

商品取引所法により主務大臣の許可を受けて規定された商品の先物取引等を行うために必要な場を提供する事業所をいう。

○商品取引所

6849 その他の取引所

他に分類されない取引所をいう。

○金融先物取引所

中分類69—保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）

総 説

この中分類には、あらゆる形態の生命、火災、海上その他の保険業を行う事業所、並びに保険代理業、保険会社及び保険契約者に対する保険サービスを行う事業所が分類される。農業災害保険を行う農業共済組合・同連合会及び漁船災害保険を行う漁船保険組合も本分類に含まれる。

ただし、社会保険事業を行う事業所は大分類L—サービス業 [9011] 又は大分類M—公務（他に分類されないもの） [9731, 9811, 9821] に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

691 生命保険業

6911 生命保険業（株式組織のもの）

保険業法による株式組織の生命保険業を行う事業所をいう。

○生命保険株式会社

6912 生命保険業（相互組織のもの）

保険業法による相互組織の生命保険業を行う事業所をいう。

○生命保険相互会社

6913 生命保険再保険業

主として他の保険会社の引受けた生命保険の再保険業を行う事業所をいう。

○生命保険再保険会社

J

6914 簡易保険取扱機関

簡易生命保険事業を行う国の機関の事業所をいう。

○郵政省簡易保険事務センター

6919 その他の生命保険業

その他の生命保険業（外国生命保険業を含む）を行う事業所をいう。

○外国生命保険事業者

692 損害保険業

6921 損害保険業（株式組織のもの）

主として保険業法による株式組織の火災海上保険業を行う事業所をいう。自動車傷害、盗難、運送などの保険業を含む。

○火災海上保険株式会社；海上火災保険株式会社

6922 損害保険業（相互組織のもの）

主として保険業法による相互組織の火災海上保険業を行う事業所をいう。自動車傷害、盗難、運送などの保険業を含む。

○火災海上保険相互会社

6923 損害保険業（組合組織のもの）

組合員に対して主として火災又は海上保険業を行う事業所をいう。

○船主責任相互保険組合；日本小型船相互保険組合；漁船保険組合

6924 損害保険再保険業

主として他の保険会社の引受けた損害保険の再保険業を行う事業所をいう。

○火災海上再保険会社；地震再保険会社

6929 その他の損害保険業

他に分類されない損害保険業(外国火災海上保険業を含む)を行う事業所をいう。

○外国火災海上保険事業者

693 共 済 事 業

6931 共済事業(各種災害補償法によるもの)

各種災害補償法による共済事業を行う事業所をいう。

○農業共済組合; 農業共済組合連合会; 漁業共済組合; 漁業共済組合連合会

6932 共済事業(各種協同組合法等によるもの)

各種協同組合法等による共済事業を行う事業所をいう。

○共済農業協同組合連合会; 各種生活協同組合共済; 火災共済協同組合; 共済水産業協同組合連合会

694 保険媒介代理業

6941 生命保険媒介業

生命保険業者のために生命保険契約の募集, 保険料の集金等を行う事業所をいう。

○生命保険代理店

6942 損害保険代理業

損害保険業者のために, 火災海上保険等の契約の締結, 保険料の収納等を行う事業所をいう。

○火災保険代理店; 海上保険代理店; 自動車保険代理店

6943 共済事業媒介代理業

各種共済協同組合法等による共済事業を行う事業者のために共済契約の締結, 共済料の収納等を行う事業所をいう。

○火災共済協同組合代理所

695

保険サービス業

6951 保険料率算出団体

所属会員のために各種保険の危険度を調査し、保険料の算出を行う事業所をいう。

○損害保険料率算定会；自動車保険料率算定会

6952 損害査定業

保険業者から独立した経営による損害査定を行う事業所をいう。

○損害査定事務所

6959 その他の保険サービス業

他に分類されない保険サービスを行う事業所をいう。

○生命保険相談所

×生命保険協会 [9412]；日本損害保険協会 [9412]